

令和7年度税制改正について(県税関係)

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

[令和8年1月1日施行]

※ 令和7年分所得に係る令和8年度分の個人住民税から適用

◎ 給与所得控除の見直し [所得税と同様]

- 給与所得控除の最低保障額について、65万円（現行55万円）に引上げ

◎ 大学生年代の子等に関する特別控除の創設 [所得税と同様]

- 特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入（控除額：最高45万円）

◎ 扶養親族等に係る所得要件の引上げ [所得税と同様]

- 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58万円（現行48万円）に引上げ

2 地方創生や活力ある地域経済の実現

[令和7年4月1日施行]

◎ 企業版ふるさと納税の延長（法人住民税・事業税）

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に法人住民税・事業税を軽減する特例措置について、その軽減効果（法人税と合わせ損金算入措置を含め寄附額の最大約9割）を維持した上、適用期限を3年延長

※制度の健全な発展に向けて、寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化や活用状況の透明化等を行う。

3 安全安心な地域社会の実現

[令和7年4月1日施行]

◎ 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長（不動産取得税）

- 災害ハザードエリアからの移転によって取得した住宅・施設又はその用に供する土地に係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長

4 車体課税

〔令和7年4月1日施行〕

◎ 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長（自動車税環境性能割）

- 歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長

5 納税環境整備

〔令和9年4月1日施行〕

◎ 納税通知書等に係る eTAX 経由での送付

- 地方税関係通知のうち、自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の求めに応じて、地方団体が、eTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を経由して電子的に副本を送付することを可能とする。